

## 契約締結前交付書面

この書面は、弊社の投資助言業務に関して、金融商品取引法第37条の3の規定に基づいて交付を義務付けられている書面です。

この書面及び会員規約を十分にお読みいただきますようお願い致します。

- 商号 WIN-INVEST JAPAN 株式会社
- 住所 〒104-0061 東京都中央区銀座 7-14-15 杉山ビル 7F
- 連絡先 電話 03-6264-3993  
FAX 03-6264-3961  
メール [info@win-invest.co.jp](mailto:info@win-invest.co.jp)

### 金融商品取引業者

当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次の通りです。  
関東財務局長(金商)第 1958 号

### 投資助言契約の概要

(1)投資助言契約は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

(2)当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強要するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社は賠償責任を負いません。

#### 【投資助言の内容及び方法】

為替予想サイクルチャート 日足タイムサイクル

期間：1か月間（クレジットカードで解約がなければ継続課金となる）

金額：5,400円(税込)

Joinme で 24 時間サイクルチャートの閲覧

動画での相場解説(週に2回)

メールでの質問受付

#### 【投資顧問契約に係るリスクについて】

当社が、投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れがあります。変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク、および外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスク等があります。したがってお客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。外国為替証拠金取引は、預けた証拠金に対してレバレッジを大きく掛けられることができるのが特長ですが、取引のしくみをよく理解し、リスクに対する認識をしっかりと持って下さい。

2019年6月現在、レバレッジは25倍までとなっております。

#### 【クーリングオフ】

この投資顧問契約は、クーリングオフの対象になります。具体的な取り扱いは以下の通りです。

##### (1)クーリングオフ期間中の契約の解除

○投資助言業務に関しては、契約締結時の書面を受け取った日から起算して10日以内に、書面により契約を解除することができるものとします。

○契約の解除日は会員がその書面を発した日とします。契約解除に伴う報酬の清算は次の通りとなります。

契約に基づく助言を行っていない場合：契約締結に要した費用（通信費実費等）を頂きます。

契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に該当する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし社会通念上妥当であると認められる分のみ。）を頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがある時は、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償・違約金の発生はありません。

##### (2)クーリングオフ期間後の契約の解除

クーリングオフ期間経過後は、契約を解除する日の1か月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を頂きます。報酬の前払いがある時は、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

### 【租税の概要】

お客様が、有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

### 【投資顧問契約の終了の事由】

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます)
- ②クーリングオフ、またはクーリングオフ期間契約後においてお客様からの書面による解約の申し出があった時(詳しくは上記解約の適用をご参照ください)
- ③当社が、投資助言業を廃業した時

### 【禁止事項】

当社は、当社が行う助言業務に関して以下の事が法律で禁止されています。

- ①顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行う事
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場でデリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次又は代理
    - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次もしくは代理
- ②当社及び当社と密接な関係にあるものがかかる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③顧客に金銭、有価証券の貸付、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

## 【外国為替証拠金取引リスクについて】

### ○為替レートの変動によるリスク

為替市場は各国の経済状況や金利動向などによって24時間動き続けています。為替レートが予想と反対の方向に動いてしまった場合には為替差損が発生します。特に、レバレッジが高ければ高いほど、預けた資金に対して大きな金額で取引を行なうことから大きな利益が得られる可能性がある反面、損失も拡大されるので、注意が必要です。

### ○逆指値注文における注意

逆指値注文は、顧客が指定したレートでの約定を保証するものではありません。通常のマーケットにおいては、逆指値注文は損失確定などの効果があるものの、マーケットの急変動時には、売り手が多い下げ相場に売りを、買い手が多い買い相場に買いを約定させるもので、たいへん成立しづらい注文となります。結果、逆指値注文は顧客が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図していない損失を被ることがありますのでご注意ください。

### ○スプレッドの変動

証券会社で提示されるレートは、各市場の流動性、金利、経済情勢などによりスプレッド幅が広がる場合があります。日頃の為替相場の動向にご注意ください。

### ○強制ロスカットについて

強制ロスカットは一定以上の損失拡大を防ぐための強制決済機能です。ワーニングメールの送付いかんに関わらず決済処理されます。

## 【当社の概要】

■商号 WIN-INVEST JAPAN 株式会社

■住所 東京都中央区銀座7丁目14-15 杉山ビル7階

■役員 代表取締役 齊藤 智子

代表取締役 坂井 秀人

取締役 杉田 勝

監査役 原田 加奈

■資本金 10,000,000 円

■主要株主 ユナイテッドコミュニケーションズ株式会社 ・ 坂井秀人

■連絡先および苦情等の申し出先

電話 03-6264-3993  
FAX 03-6264-3961  
メール info@win-invest.co.jp

【登録の表示】関東財務局長(金商)第1958号

【分析者】杉田 勝

【助言者】杉田 勝

【当社が加入している金融商品取引業協会】

当社は、一般社団法人 日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧頂けます。また、管轄の財務局で、当社の登録簿を自由にご覧頂けます。

【当社の苦情処理措置に関して】

(1)当社は、お客様等からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めております。

当社の苦情等の申し出先は、上記の「連絡先および苦情等の申し出先」の通りです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

1. お客様からの苦情等の受け付け
2. 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
3. 解決案のご提示ならびに解決

(2)当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会(協会の業務委託先を含む。以下この条及び次条に置いて同じ。)の規則を遵守し協会行う苦情処理の手続きに従って、苦情の解決に努めるものとします。

(3)当社は(1)により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしております。この団体は、当社が加盟しております一般社団法人 日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けております。この団体をご利用になる場合は、下記の連絡先までお申し出下さい。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話 0120-64-5005(フリーダイヤル)

※月～金の9:00～17:00(祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。

詳しくは、同センターにお問い合わせ下さい。

1. お客様からの苦情の申し立て
2. 会員業者への苦情の取り次ぎ

### 3. お客さまと会員業者との話し合いと解決

#### 【当社の紛争措置について】

当社は、上記の特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」が行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしております。同センターは、当社が加入しております一般社団法人 日本投資顧問業協会から、あっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申し出下さい。

同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにお問い合わせ下さい。

1. お客さまからのあっせん申立書の提出
2. あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
3. お客さまからのあっせん申立金の納入
4. あっせん委員による、お客様と会員業者への事情聴取
5. あっせん案の提示、受託

#### 【当社が行う業務】

当社は、投資助言葉の他に下記の業務を行っております。

1. 外国為替取引に関するスクールの運営
2. 外国為替取引に関する教材の販売や出版
3. 金融取引顧客サービスシステムの開発・販売
4. 日経225に関するスクールの運営・教材の販売